

第29回建築物エネルギー消費性能基準等小委員会(5/24)審議結果

- (1)省エネ基準への適合性評価ルートの合理化について
- (2)増改築時の省エネ基準への適合性評価について
- (3)気候風土適応住宅の取扱いについて
- (4)非住宅建築物の評価方法の合理化について

⇒審議の結果、いずれについても「了承」された。

本資料は「第29回建築物エネルギー消費性能基準等小委員会」
資料4、5、6、7から構成

(1) 省エネ基準への適合性評価ルート合理化について

省エネ基準に係る評価ルートの合理化

現状

- 令和元年の建築物省エネ法改正による評価・説明義務制度の創設や届出制度における審査手続きの合理化に伴い、これらの手続きに用いるルートとして簡素な手法を整備してきたところ。他方で、これらのルートはBELSや住宅性能評価に適用できないことから活用されていない。
- 2025年度以降の省エネ基準への適合義務化を見据え、住宅に係る仕様基準の合理化（構造・建て方別の基準設定・開口部比率の廃止等）を行うとともに、2030年度以降新築される住宅についてZEH水準の省エネ性能確保を目指すこととされたことを踏まえ、当該省エネ性能への適合を簡素に確認できる誘導仕様基準を新設したところ(令和4年11月)。
- 住宅の仕様基準では、外皮の仕様基準と設備の仕様基準をセットで使用することが想定されており、外皮の仕様基準のみを使用し、設備を計算ルートにより確認することは想定されていない。
- 気候風土適応住宅について、計算ルートにおける一次エネルギー消費性能の算定には当該住宅の外皮性能が必要。
- 非住宅の省エネ評価については、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて、標準入力法・モデル建物法に加えて300㎡未満のみに適用可能な小規模版モデル建物法を設けている（モデル建物法の入力項目を更に限定）。

省エネ基準に係る評価ルートの合理化

課題

- 適合義務の対象拡大に伴い、円滑施行に向けて設計側・審査側における習熟・体制強化を図る必要がある。
- 多数の評価ルートが混在する現状では、設計側・審査側において、各ルートに対応した知識の習熟が必要となるが、下記のような課題が想定されるところ。
 - 設計側：微妙な違いを有する複数の評価ルートがあることで省エネ基準・評価の全体像が分かりにくくなっており、必ずしも取り組みやすさにはつながっていない場合もある。各制度への使用可否に応じ使い分けの判断を求められる。
 - 審査側：必ずしも現状において申請件数が多くないルートを含めて審査の対応を求められることで、結果として円滑な省エネ基準への適合確認に支障が生じる。
- 現在の評価ルートの中には、説明義務制度に対応するために創設したものなど、省エネ適判での活用を前提としていないものもあるため、全面適合義務化を見据え整理する必要がある。
- 仕様基準の対象となっていない設備を設置する場合は、計算ルートによる確認が必要となるが、現状では外皮の仕様基準を適用する場合、外皮と設備の仕様基準をセットで適用する場合に限定される。
- 気候風土適応住宅について、伝統的構法による住宅であることから、当該住宅の外皮性能が不明確な場合もある。
- 非住宅の省エネ評価についても、小規模版モデル建物法は説明義務制度に対応するために創設されたものであり、省エネ適判での活用を前提としていないため、全面適合義務化を見据え整理する必要がある。


省エネ基準に係る評価ルートの合理化 見直し方針

見直し方針

- 住宅の省エネ基準への適合性の評価方法について、2025年度からの省エネ基準適合の全面義務化に併せ、全体として精緻な評価ルートは「標準計算」、簡易な評価ルートは「仕様基準（誘導仕様基準を含む）」という二本柱を軸に評価ルートを再構成する。
 - 仕様基準の簡素合理化（構造・建て方別の基準設定、開口部比率の廃止）、誘導仕様基準の新設を行う（2022年11月措置済み）。
 - 外皮：仕様基準（誘導仕様基準を含む）＋ 設備：エネルギー消費性能計算プログラムでの評価を行うルートを新たに開設する。
※住宅トップランナー制度における報告や、BELS、住宅性能評価でも本ルートを活用可能とする。
 - 簡易な評価ルート（モデル住宅法、フロア入力法、当該住宅の外皮面積を用いない外皮評価、エネルギー消費性能プログラムの特定建築主基準版、簡易入力画面）については、届出義務制度・説明義務制度の廃止及び①、②の措置を踏まえて廃止する。
 - 気候風土適応住宅対応版について、一次エネルギー基準への適否確認で用いる外皮性能は既定値（省エネ基準の水準）とする（詳細は資料6で説明）。
当該取扱いを踏まえ、エネルギー消費性能計算プログラムの気候風土適応住宅版は廃止する。
- 非住宅の省エネ基準への適合性の評価方法について、これまでの蓄積を踏まえ、省エネ性能の向上の取組を反映できるよう、小規模モデル建物法はモデル建物法に統合する。この際、300㎡未満の非住宅（＝現行の小規模版モデル建物法の規模に対応）については、現行の小規模版モデル建物法よりも入力項目を一部充実させた簡易入力画面を整備することとする。

省エネ基準に係る評価ルートの合理化 見直し方針

【外皮基準に係る評価ルート（住宅）】

 :今回見直しする評価ルート

評価方法		根拠	特徴	現在の適用範囲等の留意点、見直しの方向性	
①	WEB プロ	外皮面積を用いる	基準省令第1条第2号イ(1)	通常版	—
②		外皮面積を用いない ※1	基準省令第1条第2号ただし書き	外皮面積の入力不要	省エネ基準への適合確認を前提とした安全側の評価 →外皮：仕様基準 × 一次エネ：計算ルートの開設に伴い、 <u>①に統合・廃止</u>
③		フロア入力法 ※2	基準省令第1条第2号イ(2)	共同住宅における住戸形状の平均化・最不利値での計算	届出義務・説明義務制度等においてのみ使用可能（届出における活用実績は僅少） →外皮：仕様基準 × 一次エネ：計算ルートの開設に伴い、 <u>①に統合・廃止</u>
④	モデル住宅法（簡易計算シート）※1	基準省令第1条第2号イ(2)	モデル住宅に当てはめて手計算	届出義務・説明義務制度等においてのみ使用可能 →外皮：仕様基準 × 一次エネ：計算ルートの開設に伴い <u>廃止</u>	
⑤	仕様基準	基準省令第1条第2号イ(3)	部位の仕様への適合	外皮：仕様基準 × 一次エネ：計算ルートを開設	
⑥	誘導仕様基準	基準省令第10条第2号イ(2)	部位の仕様への適合	外皮：誘導仕様基準 × 一次エネ：計算ルートを開設	
⑦	気候風土適応住宅（適用除外）	基準省令附則第2項	外皮基準は適用除外	—	

※1：戸建て住宅に限る ※2：共同住宅に限る

【一次エネルギー消費量基準に係る評価ルート（住宅）】

評価方法		根拠	特徴	現在の適用範囲等の留意点、見直しの方向性	
①	WEB プロ	詳細入力画面	基準省令第1条第2号ロ(1)	通常版	—
②		簡易入力画面	基準省令第1条第2号ロ(1)	設備種類を限定	設備を限った確認は⑥仕様基準で対応可能であるため、WEBプログラムとしては <u>①に統合・廃止</u> 。
③		特定建築主基準版	基準省令第8条ただし書き	床面積の入力不要	住宅TR報告における活用実績は僅少 →外皮：仕様基準 × 一次エネ：計算ルートの開設に伴い <u>①に統合・廃止</u>
④		気候風土適応住宅版	基準省令第1条第2号ロ(1) 算出告示附則第2項	基準一次エネ算定に用いる外皮性能を当該住宅の外皮性能とする	外皮性能をデフォルト値での算定に変更 →通常版で対応可能となるため、 <u>①に統合・廃止</u>
⑤	モデル住宅法（簡易計算シート）※1	基準省令第1条第2号ロ(2)	モデル住宅に当てはめて手計算	届出義務・説明義務制度等において使用可能 →外皮：仕様基準 × 一次エネ：計算ルートの開設に伴い <u>廃止</u>	
⑥	仕様基準	基準省令第1条第2号ロ(3)	設備の仕様への適合	—	
⑦	誘導仕様基準	基準省令第10条第2号ロ(2)	設備の仕様への適合	—	

※1：戸建て住宅に限る

省エネ基準に係る評価ルートの合理化 見直し方針

【一次エネルギー消費量基準に係る評価ルート（非住宅）】

 : 今回見直しする評価ルート

評価方法		根拠	特徴	現在の適用範囲等の留意点、見直しの方向性	
①	W E B P □	標準入力法	基準省令第1条第1号イ	通常版	—
②		モデル建物法	基準省令第1条第1号ロ	用途毎のモデル建物を用いた簡易な評価方法	小規模非住宅に対応した簡易入力画面を整備
③		小規模版モデル建物法 ※1	基準省令第1条第1号ロ	入力内容を削減したモデル建物法の簡易版	これまでの蓄積を踏まえ省エネ性能向上の取組を反映 →入力項目を充実させた簡易入力画面を整備し、②モデル建物法へ統合・廃止

※1：対象床面積300㎡未満の建物に限る

(2)増改築時の省エネ基準への適合性評価について

増改築に係る基準適合の考え方

現状

- 改正建築物省エネ法により、2025年度以降は、10㎡以上の新築・増改築について適合義務の対象となることを想定。
- 増改築を行う場合、これまでは増改築後の建物全体が省エネ基準適合の対象であったが、改正後は増改築を行う部分のみが対象となる。

現状・改正主旨

- 現行法では、中・大規模(300㎡以上)の非住宅の新築、増改築(「新築等」)を行う建築主に対して省エネ基準への適合義務を課している。
- 基準適合義務の対象外である、中・大規模(300㎡以上)の住宅の新築等を行う建築主に対しては、所管行政庁への届出義務を課している。
- 2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減の実現に向け、建築物分野においても、省エネ対策の取組を一層進める必要性があり、住宅や小規模な建築物を含め、省エネ性能を確保することが求められている。

改正概要

- 基準適合義務の対象を、小規模非住宅、住宅にも拡大する。【第11条第1項改正】
※エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして政令で定める規模(10㎡を想定)以下のものを除く。
- 増改築を行う場合の省エネ基準適合を求める範囲を見直す。【第11条第1項改正】

現行 増改築後の建築物の全体 → 改正 増改築を行う部分のみ

- 届出義務(第19条)については、基準適合義務の拡大に伴い、廃止する。【第19条削除】

【建築主の義務等】

	現行		改正	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 2,000㎡以上	適合義務 2017.4~	届出義務	適合義務 2017.4~	適合義務
中規模	適合義務 2021.4~	届出義務	適合義務 2021.4~	適合義務
300㎡未満 小規模	適合努力義務	適合努力義務	適合義務	適合義務

15

【施行日：公布の日から3年以内】

増改築に係る基準適合の考え方

見直し方針

【住宅】

- 外皮基準
 - 仕様ルート：増改築部分の外皮の各部位（屋根・天井、外壁・基礎壁、開口部、床）が、仕様基準又は誘導仕様基準に適合すること。
 - 計算ルート：措置しない（増改築部分のみでの外皮性能計算は行わない）。
- 一次エネルギー基準
 - 仕様ルート：増改築部分の各設備が、仕様基準又は誘導仕様基準に適合すること。
 - 計算ルート：増改築後のBEIが1.0を超えないこととする。
 - 増改築部分のみで省エネ基準への適否を判断することとしているが、住宅のエネルギー消費性能計算プログラムは、住宅の一部のみを対象とした評価に対応していないため、増改築部分の設備仕様は設計値、既存部分の設備仕様は既定値（基準設定仕様の設備を設置した場合の数値）とし、全体で計算する。
 - 外皮性能は既定値（外皮が適合する省エネ基準又は誘導基準の数値）として計算する。
 - なお、当該計算プログラムによる結果については、既定値により仮想計算するものであることから、設計一次エネルギー消費量は算出せずBEIのみを算出することとし、省エネ性能表示制度においても一次エネルギー消費量は表示しない。

【非住宅】

- 一次エネルギー基準
 - 増改築部分の設計一次エネルギー消費量が、増改築部分の基準一次エネルギー消費量を超えないこととする。

【その他】

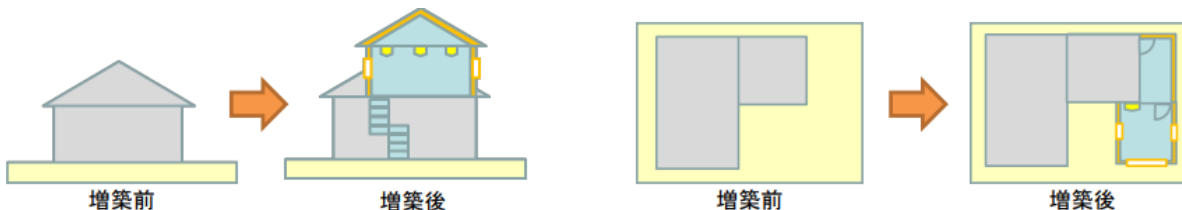
- 上記に伴って、建物全体で省エネ基準への適合を確認することを前提として設定された、既存建築物の増改築時における基準値と既存部分のBEIのデフォルト値の取扱い※については廃止することとする。

※平成29年4月1日時点で現存する建築物の増改築は、増改築部分の面積が増改築後の面積の1/2以上となる場合、建物全体でBEI=1.1相当とする必要。この場合の省エネ性能の評価は建物全体での評価を前提とし、①既存部分のBEIについてデフォルト値（BEI=1.2）を用いることが可能、②建築物全体のBEIは既存部分と増改築部分の面積按分で算出。

増改築に係る基準適合の考え方

見直し方針

・ 法律上、増築又は改築する場合には、住宅・非住宅ともに、当該増築又は改築する部分のみで省エネ基準への適否を判断することとなるため、省エネ基準における仕様ルート・計算ルートの取り扱いは下記の通りとする。



- 増築部分の壁、屋根、窓などに、一定の断熱材や窓等を施工することにより、増改築部分の基準適合を求める
- 増築部分に一定性能以上の設備(空調、照明等)を設置することにより、増改築部分の基準適合を求める

住宅			非住宅			
仕様ルート		既存部分	増改築部分	※仕様基準なし		
	外皮性能	—	仕様基準or 誘導仕様基準			
	一次エネルギー消費性能	—	仕様基準or 誘導仕様基準			
計算ルート		既存部分	増改築部分	既存部分	増改築部分	
	外皮性能	— ※一次エネ算定に用いる外皮性能は既定値	(仕様ルートで確認) ※一次エネ算定に用いる外皮性能は既定値	/	/	
	一次エネルギー消費性能	— ※一次エネ算定に用いる設備仕様は既定値	設備仕様は設計値 (BEIのみ)	—	設備仕様は設計値	

※「—」：適合義務の対象外

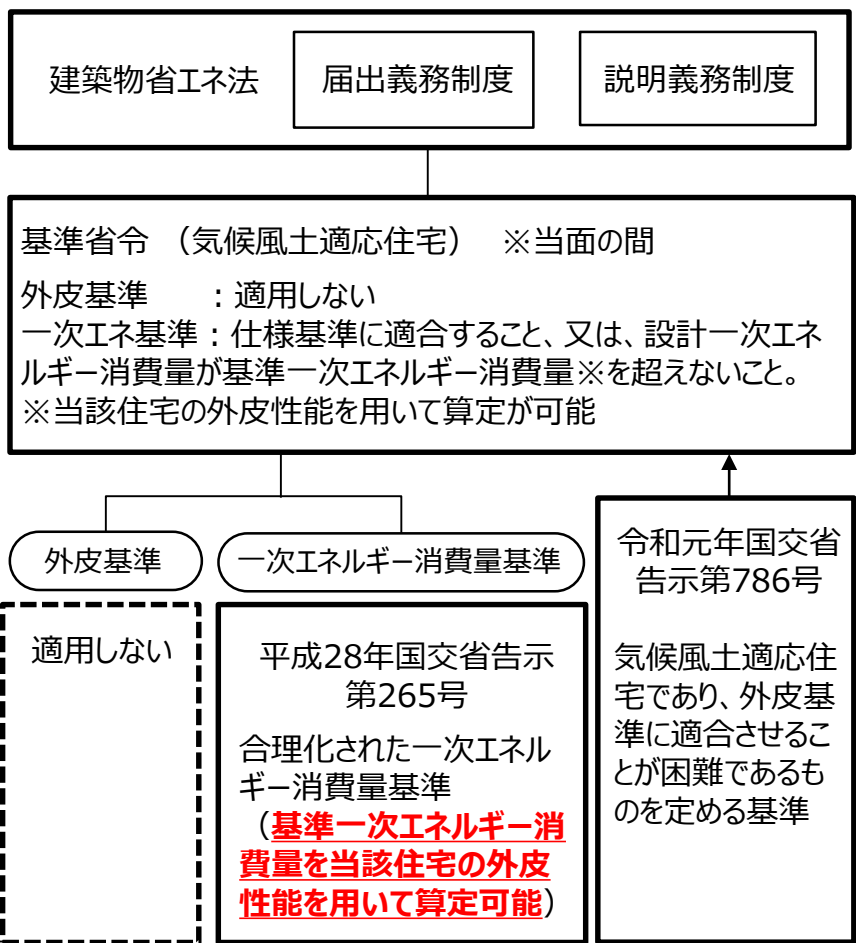
※住宅のエネルギー消費性能計算プログラムは住宅の一部分のみを対象とした評価に対応していないため、計算プログラムにおいては、既存部分の外皮性能・設備仕様に既定値を用いて対応する。

(3) 気候風土適応住宅の取扱いについて

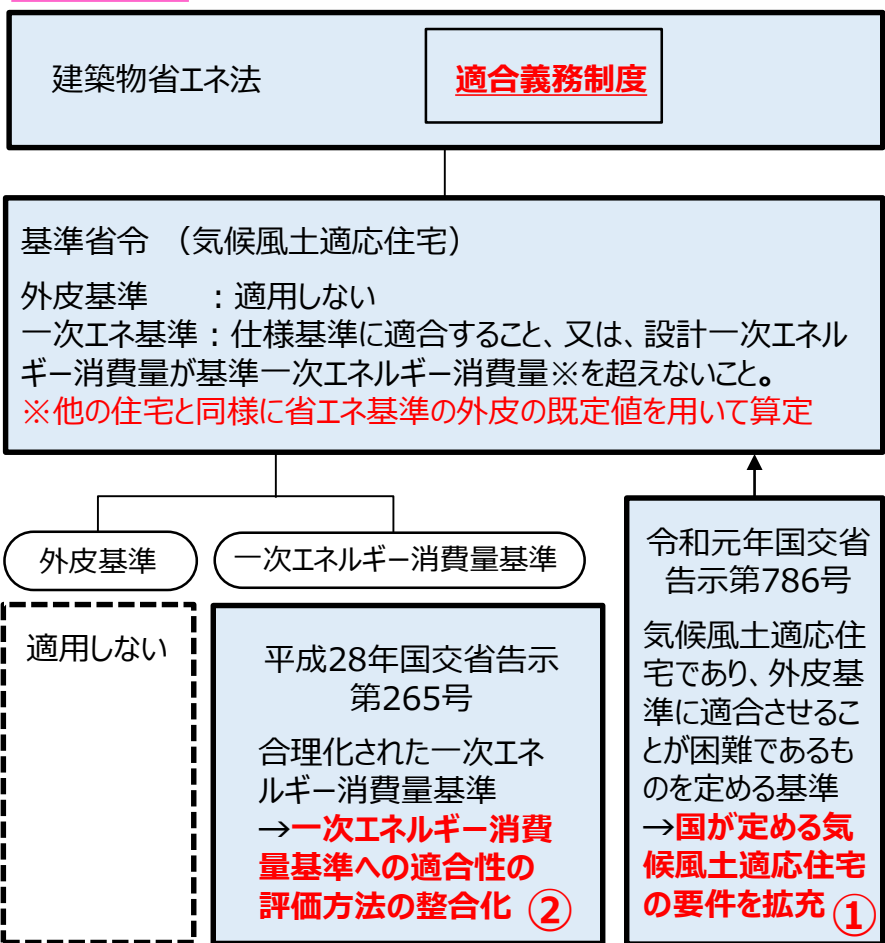
気候風土適応住宅に係る見直しの全体像

- 気候風土適応住宅については、外皮基準を適用除外とするほか、一次エネルギー基準は仕様ルート（仕様基準への適合）のほかに、計算ルート（一次エネルギー消費性能の評価を合理化）を措置している。
- 全面適合義務化に伴い、外皮基準に適合させることが困難である気候風土適応住宅の位置づけ、評価を以下のとおり見直すこととする。
 - ① 国が定める気候風土適応住宅の要件の拡充**
 - ② 一次エネルギー消費量基準への適合性の評価方法の整合化**

現行



見直し方針



①気候風土適応住宅に係る国が定める要件の拡充

現状

- 気候風土適応住宅については、国が定める要件（令和元年国土交通省告示第786号）又は所管行政庁が定める基準に適合する場合に、外皮基準について適用除外、一次エネルギー消費量基準について合理化される。

課題

- 2025年度以降、原則全ての住宅・建築物において新築・増改築を行う場合は省エネ基準への適合が義務付けられる。
- 現行の気候風土適応住宅の告示に当てはまらない伝統的構法による住宅を増改築するケースが想定されるが、省エネ基準への適合が困難であることにより、伝統的構法による既存の住宅の増改築自体が困難となる可能性がある。
- なお、気候風土適応住宅については、国が定める基準のほか、所管行政庁による独自基準の設定が可能であり、21の所管行政庁が独自基準を設定・運用している。（令和4年12月末時点）

①気候風土適応住宅に係る国が定める要件の拡充

見直し方針

- 国が定める気候風土適応住宅の要件として、現在対象となっていない茅葺き屋根、面戸板現し、せがい造り、石場建てを追加する。
- 追加する要素は、告示制定時の検討を踏まえ、「気候風土適応住宅の認定のガイドライン」（平成28年3月31日付技術的助言）表2において「外皮基準に適合させることが困難と想定される要素の例」として示された要素のうち、当該要素を実現するためには断熱施工が現実的に困難であるもの（仮に断熱施工を行った場合、当該仕様の持つ意味合いが損なわれてしまうもの）を対象とする。

○気候風土適応住宅に係る国が定める要件に追加する要素

茅葺き屋根
化粧野地板天井

土塗壁
落とし込み板壁


せがい造り
面戸板現し

石場建て


地場製作の木製建具

床板張り


現行項目



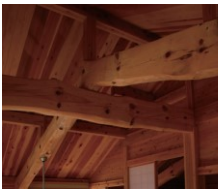
土塗壁




落とし込み板壁



床板張り




化粧野地板天井




地場製作の木製建具


追加項目




茅葺き屋根



面戸板現し



せがい造り



石場建て
※床板張りの場合に限る

参照：「気候風土適応住宅」の解説/一般社団法人 日本サステナブル建築協会

②一次エネルギー消費性能の評価基準に係る外皮性能の見直し

現状

- 気候風土適応住宅については、国が定める要件（令和元年国土交通省告示第786号）又は所管行政庁が定める基準に適合する場合に、外皮基準の適用除外の他、一次エネルギー消費量基準の適合性評価の方法として、固有の方法が認められている。

課題

- 仕様ルートではなく計算ルートによる場合、一次エネルギー消費量基準への適合性評価に際して、暖冷房の基準一次エネルギー消費量を当該住宅の外皮平均熱貫流率及び平均日射熱取得率の把握・計算を用いて算定できるとされている。
- 今般、省エネ基準への適合義務が住宅に拡大することに伴い、所管行政庁又は省エネ判定機関において、上記基準への適合を確認する必要。

現行		気候風土適応住宅	(参考) 通常の住宅	
仕様 ルート	外皮基準	適用除外	仕様基準に適合すること	
	一次エネルギー基準	仕様基準に適合すること	仕様基準に適合すること	
計算 ルート	外皮基準	適用除外	性能基準に適合すること	
	一次エネルギー基準	WEBプログラムによる確認	WEBプログラムによる確認	
		設計一次エネルギー消費量	当該住宅の外皮性能 + 当該住宅の設備	当該住宅の外皮性能 + 当該住宅の設備
		基準一次エネルギー消費量	当該住宅の外皮性能 or 標準の外皮性能 + 標準の設備	標準の外皮性能 + 標準の設備

気候風土適応住宅の構成要素に対応した
外皮平均熱貫流率、平均日射熱取得率を算出して使用

②一次エネルギー消費性能の評価基準に係る外皮性能の見直し

見直し方針

- 省エネ基準適合の義務化に伴い、外皮基準については引き続き適用除外とし、一次エネルギー消費量基準への適合については、仕様ルートでの確認を原則とする。
- 計算ルートでの一次エネルギー消費量基準への適合確認も可能とする必要もあり、その際、当該住宅の外皮性能が不明であることも想定されるため、評価上用いる外皮性能については省エネ基準相当の水準（既定値）を用いることとする。
 - ※エネルギー消費性能計算プログラムによる結果については、既定値による仮想計算であることから、設計一次エネルギー消費量は算出せずBEI値のみを算出することとし、省エネ性能表示制度においても一次エネルギー消費性能は表示しない。
- なお、基準省令及び算出告示において、気候風土適応住宅に係る例外規定は、現在は「当面の間」の措置として規定しているが、省エネ基準適合の全面義務化に合わせ、当該位置づけを見直し、恒久的な措置として位置づける。

見直し方針		気候風土適応住宅	(参考) 通常の住宅	
仕様 ルート	外皮基準	適用除外	仕様基準に適合すること	
	一次エネルギー基準	仕様基準に適合すること	仕様基準に適合すること	
計算 ルート	外皮基準	適用除外	性能基準に適合すること	
	一次エネルギー基準	WEBプログラムによる確認	WEBプログラムによる確認	
		設計一次エネルギー消費量	標準の外皮性能 (既定値) + 当該住宅の設備	当該住宅の外皮性能 + 当該住宅の設備
		基準一次エネルギー消費量	標準の外皮性能 + 標準の設備	標準の外皮性能 + 標準の設備

(参考)気候風土適応住宅の省エネ基準の適用に関する現行の規定

■建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省・国土交通省令第1号）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。） 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の（1）から（3）までのいずれかに適合すること。

（1） 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の外皮平均熱貫流率（単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分を含む。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあっては、屋根）、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分を含む。）の面積で除した数値をいう。以下同じ。）及び冷房期（一年間のうち一日の最高気温が二十三度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。）の平均日射熱取得率（日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。（表は省略）

（2） （1）の国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデル住宅（国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。）の単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、（1）の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

（3） 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

附則

第二条 法第十九条第一項の規定による届出に係る住宅又は法第二十七条第一項の規定による評価及び説明に係る住宅であつて、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについて、同号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

■建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年1月29日国土交通省告示第265号）

附則

（経過措置）

2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第二条の規定を適用する場合における第2の3（1）イ（ホ）（i）の暖房負荷の算出及び第2の3（1）ロ（ホ）（i）の冷房負荷の算出については、第2の3（1）イ（ホ）（i）及び第2の3（1）ロ（ホ）（i）の表に掲げる外皮平均熱貫流率並びに暖房期及び冷房期の平均日射熱取得率に代えて、単位住戸の外皮平均熱貫流率並びに暖房期及び冷房期の平均日射熱取得率を用いることができるものとする。

(参考)現行の国が定める気候風土適応住宅の基準<令和元年国交省告示第786号>

- 真壁造の土塗壁や落とし込み板壁を外壁に用いる仕様については、国が定める気候風土適応住宅の基準として建築物省エネ法に基づく告示で規定されており、全国が対象。

<令和元年国交省告示第786号第1項第1号における仕様の例示>

- 次のイからハまでのいずれかに該当するものであること
 - 外壁の過半が両面を真壁造とした土塗壁であること
 - 外壁が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
- 次の(1)及び(2)に該当すること
 - 外壁について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること
 - 片面を真壁造とした土塗壁であること
 - 片面を真壁造とした落とし込み板壁であること
 - 過半が両面を真壁造とした落とし込み板壁であること
 - 屋根、床及び窓について、次の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること
 - 屋根が化粧野地天井であること
 - 床が板張りであること
 - 窓の過半が地場製作の木製建具であること



土塗壁



落とし込み板壁



地場製作の木製建具



化粧野地天井

(参考)所管行政庁における独自基準の設定状況

- 気候風土適応住宅の基準については、真壁造の土塗壁や落とし込み板壁等の一般的な仕様が建築物省エネ法に基づく告示で規定されているほか、所管行政庁がその地域の自然的社会的条件の特殊性に応じて、独自基準を定めることができることとしている。
- 所管行政庁による独自基準について、4行政庁は令和3年4月、5行政庁は令和4年3月、1行政庁は令和4年4月、1行政庁は令和4年12月に独自基準の運用を開始。
- 2行政庁は令和7年4月の運用開始を目指しており、1行政庁においては検討中。

運用時期	基準を定めた所管行政庁	対象地域	規模・構造	独自仕様	共通的な仕様
R3年4月1日	熊本県（県及び熊本市、八代市、天草市）	県内全域	木造住宅 ※規模は問わない	・くまもと型伝統構法による木造建築物（構造材を県産木材とする等）	・県産木材の使用 ・伝統的な継手仕口
R4年3月31日	宮崎県（県及び宮崎市、延岡市、都城市、日向市）	県内全域	延べ床面積300㎡未満の木造住宅	・軒裏が野地板現し ・瓦屋根、茅葺屋根	・石場建て等の開放的な床下 ・深い庇 ・通風に配慮した窓
R4年4月1日	福岡県（県及び北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市）	県内全域	延べ床面積300㎡未満の木造住宅	・外壁の過半が県産木材による板張り壁 ・瓦屋根	・深い庇 ・通風に配慮した窓
	沖縄県（県及び那覇市、うるま市、宜野湾市、浦添市、沖縄市）	県内全域	延べ床面積300㎡未満の住宅 ※構造は問わない	・花ブロック、ルーバー ・屋上緑化、壁面緑化	・深い庇 ・通風に配慮した窓
R4年12月1日	埼玉県（特定行政庁及び限定特定行政庁を除く）	県所管内	延べ床面積300㎡未満の住宅	・柱の小径は原則12.0cm以上の軸組構造 ・外皮平均熱貫流率（ U_A 値）を1.54W/㎡K以下	・県産木材の使用
R7年4月	滋賀県東近江市、京都府京都市				
時期未定	富山県、長野県、滋賀県長浜市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、島根県、山口県山口市、徳島県、佐賀県、佐賀県佐賀市、長崎県、鹿児島県				

令和4年度「気候風土適応住宅基準の検討状況に係る調査(令和4年12月末時点)」



石場建て



深い庇・軒



地域産の材料の使用



軒裏が野地板現し



県産木材の板張り壁



屋根の遮熱(屋上緑化)



日射遮蔽(花ブロック)

(4)非住宅建築物の評価方法の合理化について(報告事項)

評価方法の見直し(モデル建物法合理化)方針

現状・見直し方針

- 合同会議(令和4年7月)にて示した考え方を踏まえ、標準入力法では評価ができるが現状のモデル建物法では評価ができない項目について、モデル建物法でも評価ができるように合理化をはかる。
 - 標準入力法とモデル建物法の採用比率は 1:9※。
- 標準入力法で評価可能な項目について、民間事業者等の意見をふまえ、当該項目の採用状況や省エネ効果、申請者や審査者への影響などを総合的に勘案した上で、モデル建物法の入力項目として追加する。

※ 国総研資料第1229号：非住宅建築物の外皮・設備設計仕様とエネルギー消費性能の実態調査、省エネ基準適合性判定プログラムの入出力データ(2021年度)の分析, 2022.10

基準案

各用途の2030年度目標や適合率状況を踏まえ、

BEI ≤ 0.75：工場等

BEI ≤ 0.80：事務所等、学校等、ホテル等、百貨店等

BEI ≤ 0.85：病院等、飲食店等、集会所等

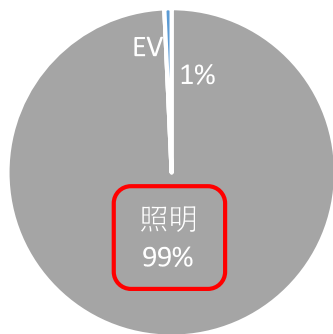
分類	指摘事項	考え方
評価法の 見直し	<ul style="list-style-type: none"> 基準設定よりも換気量が増加しており、結果として機器容量の増加、BEIの増加につながっている。モデル建物法において空調の風量制御が適切に計算できるように改善してほしい。 給湯設備の台数制御や太陽熱の集熱効率の入力などの給湯に係る省エネ対策が評価上反映しにくいので改善してほしい。 	<p>モデル建物法については、評価負担を軽減するため標準入力法と比べて入力情報を簡略化しているところ。今後の基準引き上げに向けて、民間事業者等の知見も活用して省エネ効果の実態を分析し、評価方法の合理化等、適切な見直しを進めていく。</p>

社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会 合同会議(第17回)
令和4年7月11日(月) 会議資料より抜粋

各用途における設備別エネルギー消費量の割合

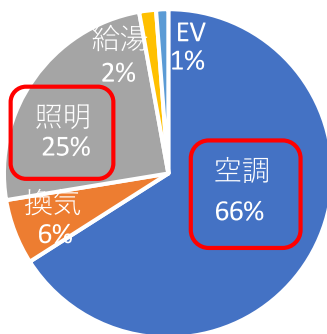
- エネルギー消費量に与える影響が大きい設備を特定するために、各設備によるエネルギー消費量の割合を分析。
- 工場等を除くと、全用途において空調設備及び照明設備の割合が高い。
- BEI \leq 0.8の適合率が低い病院等・飲食店等では、給湯設備及び換気設備の割合も高い傾向が見られる。

工場等 n=883



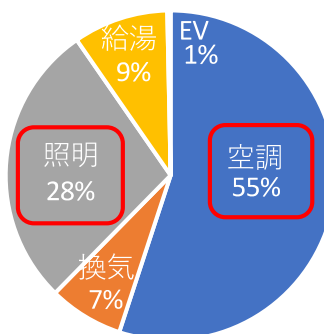
【9割程度適合】

百貨店等 n=460

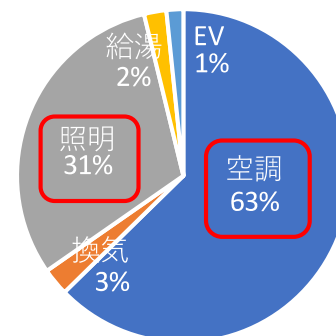


【8割程度適合】

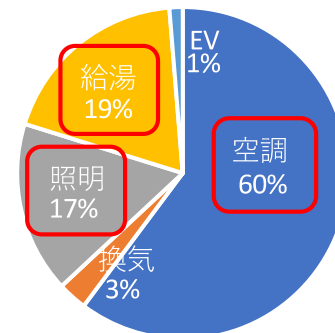
学校等 n=183



事務所等 n=842

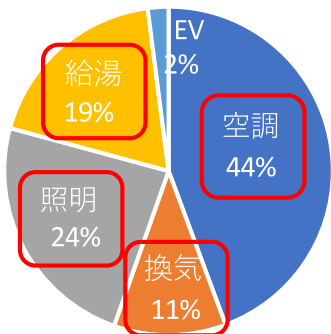


ホテル等 n=484

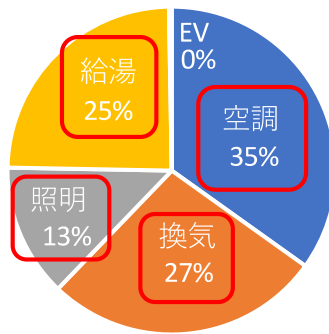


【7割程度適合】

病院等 n=168

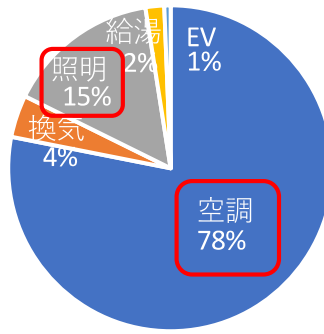


飲食店等 n=40



【2~3割程度適合】

集会所等 n=223



※「事務所等」とは、事務所、官公署など 「ホテル等」とは、ホテル、旅館など 「病院等」とは、病院、老人ホーム、福祉ホームなど 「百貨店等」とは、百貨店、マーケットなど(物販店舗等)
 「学校等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校など 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーなど
 「集会場等」とは、図書館、博物館、体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋など

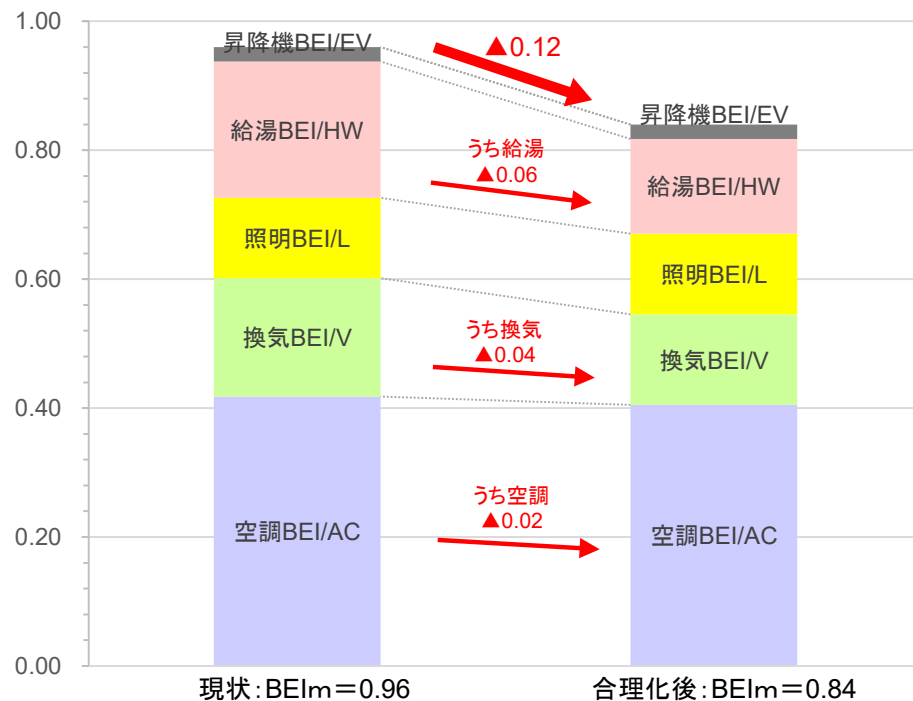
※工場は照明と昇降機(EV)のみが計算対象。

※ H30~R2年度の省エネ性能確保計画の提出実績(新築、6地域、モデル建物法、計算対象面積2000m²以上)より、設備別の基準一次エネルギー消費量を平均し、設備毎の割合を算出。

(4)非住宅建築物の評価方法の合理化について
評価方法の見直し(モデル建物法合理化)
標準入力法では評価可能だがモデル建物法において評価対象としていない項目の例

	設備	対象項目及び対応の方向性
①	空調	変風量制御の最小風量比の入力を可能とする
②	空調	全熱交換器の効率を数値で入力を可能とする
③	空調	変流量制御の最小流量比の入力を可能とする
④	換気	インバータ制御の有無を選択可能とする
⑤	照明	詳細な省エネ制御の選択を可能とする
⑥	給湯	配管保温仕様を設計に即した仕様で評価する
⑦	PV	5面以上設置の入力を可能とする

(参考) モデル建物法合理化後のBEI試算例：病院等（総合病院）



設計仕様 (機器効率)		現状の設計一次エネルギー (BEIm)	合理化内容	合理化後の設計一次エネルギー (BEIm)
空調	パッケージエアコン	802.70MJ/m ² ・年 (BEIm/AC=0.96)	①最小流量比 ②全熱交換器	773.86MJ/m ² ・年 (BEIm/AC=0.92)
換気	機械室	352.54MJ/m ² ・年 (BEIm/V=1.29)	④インバータ制御	268.72MJ/m ² ・年 (BEIm/V=0.99)
照明	病室: (5.03 W/m ²)	239.52MJ/m ² ・年 (BEIm/L=0.53)		239.52MJ/m ² ・年 (BEIm/L=0.53)
給湯	厨房(なし) 浴室(0.94)	406.60MJ/m ² ・年 (BEIm/HW=1.31)	⑥配管保温仕様	280.68MJ/m ² ・年 (BEIm/HW=0.91)
昇降機	VVVF (回生なし)	42.87MJ/m ² ・年 (BEIm/EV=1.10)		42.87MJ/m ² ・年 (BEIm/EV=1.10)